

会 員 各 位

主催 労働保険事務組合 福働会
労働保険事務組合 福働会中部支部
協催 社会保険労務士法人 な か

公印
省略

あなたの会社は
大丈夫？

令和4年4月1日からパワハラ防止措置が義務化！ 職場のハラスメント対策セミナー



さて、令和4年4月から中小事業企業でもパワーハラスメント防止措置が義務化されます。

「会社に義務付けられた対応とは？」「具体的に何をすれば？」「どこまでがハラスメント？」等々疑問点を多く抱えている事業主から多くの相談が寄せられています。

たった一度のハラスメントが企業の生産性や業績に大きな影響を与える事もあります。

本セミナーでは法改正への対応や職場における防止対策の基本をわかりやすく解説します！

労務管理ご担当の皆様、この機会をお見逃しなくご参加ください。

【日 時】 **令和4年1月26日(水)** PM2:00~PM3:30



【会 場】 オンライン(ZOOM)で開催します
(インターネット環境が必要)

【定 員】 **100名** (Web配信のみ)

【会 費】 **会員 無料**

【締 切】 **1月21日(金)**

※定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。

【講 師】 社会保険労務士 上地 正寿 (社会保険労務士法人なか)



【講義内容】

- ① 4大ハラスメントとは？
- ② ハラスメントに対する法的責任
- ③ パワーハラスメント防止措置義務
- ④ 義務化に向けての準備 (何をすべきか)
- ⑤ 事例 (判例) 紹介

【お問合せ】 福働会事務局 阿波根 (TEL: 098-855-7910)

※参加ご希望の方は、参加申込書をご記入の上、福働会事務局へFAXまたはメールにてお申し込み下さい。

※受講受付後、受講方法 及び当日のZOOM参加ID、パスワードをお知らせ致します。

《参加申込書》

貴社名	TEL (098 - -) FAX (098 - -)				
お名前 (参加者代表)		役職 (参加者代表)		貴社からの 参加人数	人
メールアドレス					

＜申込先＞ FAX : 098-855-0960 / メールアドレス : fukudokai@gonaka.jp